

舞鶴市まちづくりビジョン策定業務委託
正誤表

誤	正
<p>第1章 総則 (成果品) 第17条 本業務における成果品は次のとおりとする。</p> <p>(1) 業務中間報告書(会議資料等綴り。ファイル綴じ) 2部 (2) 打ち合わせ記録簿 1式 (3) 電子データ 1部</p> <p>(成果品) 第17条 本業務における成果品は次のとおりとする。 <u>(1) 業務中間報告書(会議資料等綴り。ファイル綴じ) 2部</u> (2) 打ち合わせ記録簿 1式 (3) 電子データ 1部</p>	<p>第1章 総則 (成果品) 第17条 本業務における成果品は次のとおりとする。</p> <p>(1) 業務報告書(ファイル綴じ) 2部 (2) 打ち合わせ記録簿 1式 (3) 電子データ 1部</p> <p>(成果品) 第17条 本業務における成果品は次のとおりとする。 <u>(1) 業務報告書(ファイル綴じ) 2部</u> (2) 打ち合わせ記録簿 1式 (3) 電子データ 1部</p>